

出版情報登録センターの登録料についてのご案内

2020年1月1日
一般社団法人日本出版インフラセンター(JPO)

1. 登録料

出版情報提供者が出版情報登録センターを利用するにあたり、登録料は刊行(予定)書籍1点につき、紙およびパッケージ型の場合1,000円(消費税別)、電子書籍の場合200円(消費税別)とします。

2. 登録料の請求主体

登録料を請求する主体はJPOであり、「5. 支払方法」にあるように取次会社等は請求・集金業務の委託先です。

3. 登録料課金の継続または終了

課金対象期間は毎年1月1日から12月31日までの一年間とし、年度内に課金承諾を終了する旨の文書による申し出がない場合は、翌年度以降も自動継続するものとします。

4. 請求対象商品の算出期間

請求対象商品の算出期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間とし、期間内に登録された商品点数に基づき請求額を確定します。

5. 支払方法

支払いは、JPOの課金徴収業務委託先である取次会社等が、毎年2月末に、取次会社等によって支払控除(相殺)することにより行われます。

取次会社と取引のない出版者については、JPO直接またはJPOが依頼する代行会社から1月に請求しますので、郵便振替にてJPOに直接支払っていただきます。

2018年4月23日より継続して出版情報登録センターを利用する場合は、出版情報登録センターのサイトに表示されたこの「出版情報登録センターの登録料についてのご案内(2版)」が適用されます。

以上